

## ●第80回全国私立学校審議会連合会総会（報告）

10月16日から17日の2日間、静岡県・ホテルアソシア静岡を会場として、全国私立学校審議会連合会第80回総会が、全国から約160名の参加者を得て開催された。1日目は、総会終了後に専門部会が開催され、第1専門部会（専修学校・各種学校関係）は、鈴木啓之部会長、水元久人副部会長の進行、助言者に平田眞一全専各連理事、青池浩生全専各連理事を迎えて、各協議題について審議を行った。2日目は、講演後に総会が開催され、各専門部会の協議結果の報告等が行われた。なお、第1専門部会の協議題と内容等は次のとおり。

### 第1専門部会（専修学校・各種学校関係）

#### 1. 専修学校における留学生受入数に係る基準の在り方について

文科省通知（平成22年9月14日「専修学校及び各種学校における留学生の受入れについて」）や都道府県独自の指針等に基づき、専修学校の留学生の受入れ数に関して、何かしらの指導を行っているのは23都道府県、指導を行っていないのは24都道府県（留学生の在籍がない、対応事例がないケースも含む）。

「適正な在籍管理」の判断として、「非適正校」に組織体制等のヒアリングを実施し必要な助言・指導を行う、毎年2回の在籍報告の内容をもとに確認を行う、留学生数が急増している学校に対して現地調査を実施し受入れ体制の妥当性を確認する、などの事例がみられた。

課題として、①留学生40万人計画の進展や非漢字圏からの留学生の増加など社会情勢の変化に対し、現行の通知が対応しきれていない可能性がある、②通知の趣旨や基準の解釈が拡大される事例があるなど都道府県の指導に困難を伴うケースがある、などがあげられた。

今後も、「適正な在籍管理」を前提としつつ、地域社会の将来的な人材不足への対応、ならびに国力強化に資する外国人専門人材を育成するために、入口（入学）から出口（就職）まで一気通貫の教育・指導体制の構築が求められているとの意見があり、より専修学校と都道府県、出入国在留管理庁との情報共有・連携強化が重要であるとの認識が示された。

さらに、令和8年4月より外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定校への第三者評価が始まり、留学生を社会に送り出す専修学校の更なる「質」の保証・向上が社会から期待されていることが確認された。

#### 2. 私立学校法第133条に基づく措置命令の手続きについて

私立学校法第133条に基づく措置命令を発出したことがあるのは2都道府県、発出したことがないのは45都道府県。

ある都道府県では、同一学校法人に対して2件の措置命令を発出。1回目は立入検査2

回、措置命令答申時含む私学審議会 2 回実施後の発出（理事等の選任、経営改善計画の作成等）、2 回目は行政指導 7 回、理事長ヒアリング 3 回、立入検査 1 回、措置命令答申時含む私学審議会 4 回実施後の発出（新たな生徒の募集及び入学の停止等）。

また、他の都道府県では、任意の報告の求めや調査を 9 回、私学審議会 1 回実施後の発出（幼稚園設置基準未充足、理事長等による法人資金の費消及び予算や事業計画について理事会等の協議等が未実施）。

調査結果から多くの都道府県では、改善要請により措置命令に至らないケースが多くみられたが、任意の報告や実地調査後も改善されない場合は、補助金の不支給、その示唆により一定の改善がみられた。

#### **各専門部会共通**

議題無し